

# 議会だより



少年教室「練場音頭体験&雪像づくり」(H28.2.5)

## — 内 容 —

- |                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| ◇平成27年第4回積丹町議会定例会<br>一般質問           | ◇決算審査特別委員会の審査状況について …15~26 |
| ○ひとり暮らしの高齢者対策について …2~4              | ◇議会の主なる動き ……………27          |
| ○生活保護を受けている世帯の<br>冬季加算について ……………5~9 | ◇議会一口メモ ……………27            |
| ○高齢者の貧困について                         | ◇平成27年度積丹町議会・委員会出席状況 …28   |
| ○独居高齢者の安心対策について ……………9~15           | ◇編集後記 ……………28              |
| ○びくに保育所に隣接する旧教員<br>住宅と定住促進住宅について    |                            |

発行 積丹町議会  
編集 議会広報編集特別委員会

# 平成27年第4回積丹町議会定例会

平成27年第4回積丹町議会定例会が12月15日に招集され、報告2件、議案20件が審議され、同月21日に閉会しました。

## 一般質問

### ◎ひとり暮らしの高齢者対策について

葛西 敏夫 議員



少子高齢化が進んでいく中で、ひとり暮らしの半数以上が貧困者とも言われています。また、公的年金だけでは暮らしていくことができないという声が聞かれます。行政の統計だけではつかめない貧困者がいると思われ、十分な貯蓄もなく、頼れる人もなく、誰から

も助けが得られなく、何日間も発見できないまま孤立死へとつながったケースもあります。今年度においても孤立死と命にかかわるような行方不明者が出るなど、ひとり暮らしの問題が一層深刻になってきています。行政だけの見守り活動も限界にきているのではなにかと考えており、地域で見守り、地域で支え合い、孤立死の発見に全力投球していかねばなりません。今後の孤立死防止対策の取り組みについて町長の考えを伺います。

松井町長答弁

孤立者が発生す

るその背景、要因について、平成20年当時、国の高齢者等が一人で安心して暮らせるコミュニケーションづくり推進会議の報告書の中で、1つには、核家族化の進行などにより単身高齢者世帯等が増加するとともに、身体能力の低下などにより地域社会や社会とのかかわりが希薄になっていく時代背景があること、2つ目は、特に都市部における近隣意識の希薄な借家などの居住者が増加していること、3つ目には経済不況などによる失業者の増加と離婚や非婚、ひとり暮らしの方が非常に多く、ひきこもりや社会に背を向ける傾向があること、全国的な要因として分析されています。また、厚生労働省社会保障審議会特別部会委員で聖学院大学人間福祉学部客員准教授の藤田孝典氏は、著書の中で、1つは、収入が著しく少ない、または全くないこと。2つ目としては、貯蓄が極めて少ないか全くない状況下にある方。3つ目としては、困ったときに頼れる人間、家族、親族、近隣、地域も含めていないこと。言いかえればあらゆる国のセーフティネットを失った状態に陥ったときに孤立死の危険が非

常に高いのではないかと述べております。

当町におきましては、私は都市部と比較すると比較的家族あるいは隣人、第三者など地域とのつながりやかかわりは比較的良好と言えるのではないかと、それがまた農山漁村のいいところではないかと考えます。しかし、そのような中でありまして町外に住む家族や町内の隣人など地域との良好なつながりやかかわりを自ら拒絶する傾向にある方も少なからずおられる実態もあるところです。また、そうした方々は、認知症の共通的な症状を呈することが比較的多く、本人の意識変革や地域などによる間接的な見守り等の対応だけではなかなか改善への期待も難しい、そうした事例もあるところです。したがって、そうした方々につきましては地域包括支援センターの職員が中心になり、それらの方々の生活の状況の把握や情報の共有に努め、また特に町外に住む親族への情報の提供や連絡を密接に取るなどして不測の事態を回避する対応努力をしているところです。限られた財政事情の中でこれまでひとり暮らし高齢者等へ

の生活支援対策としてさまざまな取り組みが実施されてきたところですが、特に孤立死という問題には何ととっても高齢者の異変を早期に発見、対応できるように地域での多くの方々の協力と連携が必要であるとの考え方から、改めて平成25年11月に「高齢者見守りネットワーク」体制を構築しました。この高齢者見守りネットワークは、高齢者の異変を早期発見、早期判断、早期対応できるように、隣り近所や民生委員、自治会、町内会、また町内の関係団体、関係機関など地域全体の相互の協力で支え合うことによって地域の高齢者の見守り、助け合いの輪を広げる体制を形成していこうと、「地域で声かけ、支え合う町」というスローガンの新たな町民運動事業を展開し始めたところです。

しかしながら、町内におきましても自宅で亡くなり、結果として一定時間経過後に発見された事例で申し上げますと、平成25年度に2人、平成26年度に1人、平成27年度11月末までに2人の事例がありました。それらの町内の事例を考察してみますと、家庭、家族間の人間関係等の個人的な事情や町

の現行のさまざまな施策の観点から見た場合、1つには高齢者であっても自立した生活を営んでおり、比較的元気であり、日常的な見守りが必要とされていなかった方、2つ目には地域内の外出も多くの方々が目にしており、近所の方々に特に異変を察知されるようなことがなかったことなどから考えますと、各年度の事例におきましては心臓関連疾患など急性の疾患の発症による特例的な事例であったと考察しており、改めてこうした方々の健康の度合いについても把握しておく必要性を感じているところです。町といたしましては、孤立死対策は地域社会から孤立することのないように、高齢者の生活を支えていくことが最も重要であり、何とんでも国の政策の充実や改善策に大きな期待を寄せていかなければ、一つの自治体、町や村だけで対応することには人的にも財政的にも非常に限りがあるものと考えます。しかし町として現在実施しております施策の改善や充実には最善の努力をしたいと思いますと思っております。特にこれまでの見守りネットワーク体制に加えて、1つには宅配業者や移

動販売業者等からの情報提供の協力を得るような体制の強化を図ること、2つ目には町外にいる親族との情報提供や情報共有など密接な連携に今まで以上に努めていくこと、またスタートしてから約2年が経過しております見守りネットワーク体制につきましても認知度が低い、玄関等に掲げるステッカー等を掲示している世帯が意外と少ない、また地域の役割がわからないなどの課題もありますので、定期的な回覧各戸配布やIP電話の活用などによる啓発、周知、戸別訪問など多くの方々にご理解、ご協力いただきながら、地域ぐるみ、町ぐるみで孤立死防止に向けた取り組みの強化に努めて地域の力を強めていくような体制づくりに努力をしてまいりたいと考えています。

**再質問** 町長の答弁では、今年度までに5人の方が孤立死になっているのです。私は、もっと早く孤立死対策に手を向けてほしかった。なぜこのような孤立死が起きるのか。私が驚いたのは、ひとり暮らしの高齢者の半数以上が貧困者なのです。公的年金だけでは暮らしが厳しい。日本も豊かな高齢者が多かった時代があったけれども、その発想は捨てなければならぬ。生活保護者よりも下回るひとり暮らしの生活なのです。そのひとり暮らしの貧困を加速したのは誰だったのですか、日本政府です。一日の暮らしの明かりさえ見えてこないと話されています。誰の助けもなく、一人で亡くなる孤立死、命にかかわる行方不明者などが出ている今日です。暮らしの問題は一層深刻になってきております。町長、これは行政だけの力ではだめなのです。町内会に



▲高齢者見守りネットワークステッカー

お願いして骨を折ってもらいましょう。積丹町のひとり暮らしの安否確認、見守り確認していかねければならない時代に入っているのです。安否確認もひとり暮らしの見守りも、この冬の中に安否の確認は大変な仕事ですよと言われました。毎日がいい日ばかりではない、吹雪の日もあるのだよ、だから私たちはもうこの仕事は限界になつてきています。このように言われていきます。もちろんそうです。1軒1軒ひとり暮らしの家庭を訪問、見守り確認、大変な仕事です。だから、私は町内会にお願いしたらどうですかと町長にお願いしているところなのです。

#### 町長再答弁

ひとり暮らしの孤立死の最も重要な根幹に、ひとり暮らしの貧困があると指摘がありました。先ほどの藤田先生の3つの構成要素のうちの一つ、収入が著しく少ない、または全くない、これに該当することだろうと思っております。これは、日本の社会保障制度そのものあり方を問う大きな課題であることは間違いないと思いますし、またそうした社会構造をこれからどう変えていく

のか、そのことについては当該先生もそこが政治の大きな力だと申しております。一つの自治体ができることには限りがあり、しかし国の政策は政策としても、個々の自治体が小さければ小さいなりにできることがあって、その一つの方法が住民に協力を求める自治会の活用だと、そのような議員のご指摘だと思います。今積丹町内の自治会も23自治会が神岬から小泊、厚苦自治会まであります。私は、多少の差がありましてもそれぞれ自治会活動の中で非常に熱心に取り組んでいただいていると思っております。しかし、自治会運営そのものも役員の引き受け手がなるとか、活動そのものも非常に難しい状態に陥ってきているということも承知しています。また、自治会以外にもご協力いただいている様々な団体等もありますので、そうした団体の皆さん方にも改めて一層のご協力をお願いしなければならぬと思っております。そして、先ほど議員が都市部の例として非常に悲惨な事例の紹介をいただきましたが、藤田先生の著書の中に都市部のある事例が述べられており、そのような事例な

ども、自治会や民生委員協議会や女性団体協議会や老人クラブなどに機会があったときにはお伝えをして、それに比べれば我が町はまだ力がある、そんなようなことも申し上げながらご協力をお願いしてまいりたいと思えます。そのようなことを通して見守りの強化、孤立死を防ぐための対策の強化に役立ててまいりたいと思えます。

#### 再々質問

今の町長の答弁で、町内会の協力をという言葉が聞かれましたけれども、小さな町のひとり暮らし高齢者、みんなで助け合わなければだめなのです。私は、そういうふうに考えています。予算の問題ではない。みんなの力が必要なのです。向こう三軒両隣、珍しい言葉でしょう。きょうはあそこの父さん顔見えないね、いつも朝雪はねしているのだけれども、どうしてなのだろう、すぐ行ってみましょう。そこが一番大事なのです。向こう三軒両隣、これをぜひ町長、取り組んでほしい。今の時代は隣の方が誰なのかわからないような大都会ですけれども、地方はそんなことないです。何としても孤独死を出したくないので

す。何日間も発見がおくれてしまうような今の世の中でしょう。だから、町内会の果たす役割というのがこれからすごく大きくなってくるのではないかなと私は考えています。積丹町全体でも骨を折ってもらわないと、高齢者だからあなたはいいですよ、そうでなく、一人一人みんなが大きな助け合いになるのではないですか。

最後になりますが、高齢者の皆さんが住みなれた町で皆さんが安心して暮らせるような積丹町、積丹町がこの町村よりも整った福祉の町づくりを目指してほしい。

#### 町長再々答弁

大変貴重なご提言、ご意見でした。特に自治会活動の重要性につきましては、私も向こう三軒両隣の精神を、今の時代ではあっても、もう一度考え直してみることと相通ずるところがあると思っております。改めて職員ともども孤立死を防ぐための対策のために努力をしてまいりたいと思えます。

# ◎生活保護を受けている世帯の 冬季加算について

## ◎高齢者の貧困について

笹山 義治 議員



1つ目に、生活保護を受けている世帯の冬季加算について、冬の暖房費などの支出に対応するため、生活保護の受給世帯に毎月支払われる生活扶助費に加えられるお金です。受給世帯の全員が対象となっています。支給額は全国を6つの地区にわけて決めており、北海道や東北など寒冷地では加算額が大きく、九州などの温暖地では少なくなっています。支給期間については、昨年度まで11月から3月支給分の5カ月間に加算されてい

ますが、灯油などの購入実態に合わせて今年度は10月から4月分の7カ月間に加算されるようになります。今年度からは支給期間が2カ月間延びましたが、道内一律に年間の合計額で比べると道内全体で19%減額になります。これは受給者にしたら死活問題だと思えますが、町長の見解を伺います。

2つ目に、高齢者の貧困について、まち・ひと・しごと創生地方版人口ビジョン・総合戦略の4つ目に掲げられています。いつもでも住み続けられる暮らしの場をつくるとありますが、高齢者の貧困についていま一度考えてみる必要があると思われます。生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者と定義しています。1つ目に、収入が著しく少

ない、2つ目に、十分な貯蓄がない、3つ目に、頼れる人間がいない（社会的孤立）という指標となる3つのないが当てはまる人たちです。病気や事故による高額な医療費の支払い、認知症の発症、離婚のほか、低所得者の子供が親に寄りかかるなどの問題が生じれば、たやすく貧困に陥ると考えられますが、町長の見解を伺います。

### 松井町長答弁

1点目の生活保護を受けている世帯の冬季加算についてのご質問ですが、生活保護費につきましては生活扶助、住宅扶助、医療扶助等があり、冬季加算につきましては冬の光熱費、主に暖房代が生活扶助に加算して支給されるものです。この冬季加算は、全国を6地区に分け、寒冷地の北海道や青森県、秋田県を一つの地区としています。平成27年度の制度改正でその支給基準の引き下げ見直しが行われたところですが、当町を含む北海道地区におきましては、ご指摘のように昨年度までの冬季加算につきまして11月から翌年3月までの5カ月間に2人世帯を例とした場合には一月3万1,410円が加算されており

ましたが、今年度からは10月から翌年4月までの7カ月間へ支給月数が増えた一方で、一月1万7,800円に減額されるという改正が行われましたことは議員ご指摘のとおりです。したがって、昨年度の2人世帯の場合と比較しますと、5カ月間の支給総額は15万7,050円になります。今年度は7カ月で12万4,600円、支給対象月数は増えましたが、月別の支給基準額が引き下げられたことにより支給期間7カ月全体として3万2,450円、約20%減となり、北海道はこの冬季加算引き下げによる影響が最も大きな地域となり、積丹町も同様の地域に含まれるところです。

この背景には、少子高齢化社会の著しい進行による国の社会保障費の増嵩と国家財政の再建の両立の重要性の課題を克服するため、特に財政に大きな負荷となっていく社会保障分野についてもこれを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして最大限の効率化を図るとした政府方針に従い、生活保護政策を所管する厚生労働省では主に次の3点の改正を行っております。1つには、不正、不

適正受給に関する罰則の強化、2つ目には、民法に規定する扶養義務者の資産や収入等にかかわる福祉事務所の調査権限の拡大、3つ目には、生活保護基準と低所得層との均衡と妥当性確保の見直し等の制度改正がなされ、生活扶助費の冬季加算の引き下げもその一環によるものです。なお、この冬季加算の見直し改正に際しまして、病気やけが、障害、介護認定者等で外出が困難と福祉事務所が認められた場合には同加算基準額の1・3倍まで増額して支給できる場合があるとの新たな改正も行われております。なお、先ほどの数字に単純に1・3倍を乗じますと改正前にほぼ近づくのではありますが、依然として満たされないと、状況です。

また、そうした国の改革は、介護報酬等の引き下げなど、現行社会保障制度の広範に及んでいるところですが、一方におきましては、少子高齢化社会の子ども・子育て対策と高齢者介護対策の重点性をどうするのか、まさに人口減少化時代における我が国の社会保障制度の再構築のあり方の重要性の一端をなす、そのような位置づけと

国はしております。また、国の政策に必要となるその財源論から考えて見ますと、経済の再生と国家財政の再建、経済の再生なくして国家財政の再建なし、社会保障制度の再構築と財政再建、消費税10%と社会保障財源の安定確保などなど、相反する国の政策課題の克服のあり方に対する国政論議と国民理解が今ほど問われているときはないのではないかと、その大きな転換期ではないかと私は考えましたがいまして、私たちは地方自治体へのさまざまな影響も含めてしっかりと今後の国政論議の行方を注視し、また大きな関心を寄せていかなければならないと認識しています。

次に、2点目の高齢者の貧困についてのご質問についてであります。このたび策定しました地方創生人口ビジョン・総合戦略の4つの基本目標に「いつまでも住み続けられる暮らしの場をつくる。」このことに関し、高齢者の貧困についての私の認識についてのお尋ねでした。議員ご指摘の生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者とは、NPO法人ほっとプラス代表理事社会福



▲積丹町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン総合戦略

困率は示されておりませんが、生活意識調査の中では高齢者の23%が大変苦しい、31%がやや苦しい、両方合わせますと約54%の方が非常に生活が苦しいという結果が出ております。当町においてはこのような調査はしておりませんので、単純な数値での比較はできませんが、ご参考までに申し上げますと、町民税の平成27年度の課税状況で申し上げますと、例えば65歳以上のひとり暮らしで公的年金収入のみの方の年収では、総額148万円以下の方が町民税非課税世帯で町民税均等割、所得割いずれも非課税の方ということになります。したがって、積丹町の全世帯が1,181世帯でありますので、27年度課税では495世帯、全体の約42%が町民税非課税世帯であるということになります。このうち65歳以上の世帯の方は381世帯、全体の32%を占めることとなります。

こうした状況下で、現在国においては少子高齢化時代に向け国の社会保障制度の再構築と国の財政再建の両立を基本として、平成29年4月からの消費増税による社会保障費の安定財源の確保あるいは

新3本の矢を新たな政策課題として、国民一人一人が家庭や地域で生きがいを持って充実した生活を得ることが出来る1億総活躍社会の実現を目指すとしております。

私は、このような国の現在の動向を考えてみた場合に、高齢化率が44%に達する本町におきましては、特にこのような国の高齢者福祉、医療、介護、年金など社会保障政策の充実、転換に際して私ども地方自治体が担う今後の関連する施策の事務体制の着実な構築をどう図っていくのか、それに伴う財政負担力の安定確保をどう図っていくのか、このようなことが最も重要になってくるのではないかと考えております。また、そうした課題に答えられない場合には、自治体間においてその対応力や行政サービス、公共サービス水準に格差が生じてこないのか、危惧をしております。

そのようなことから、高齢者の貧困問題というのは我が国全体の重要な課題だということを私たちは認識を新たにしていかなければならないのではないかと思います。しかし、そうはいいいながらも、現行の国の社会保障政策を補完、

充実するべく、現在当町独自の施策として実施しております高齢者自立支援条例に基づきさまざまな事業、福祉灯油助成事業、地域交通対策事業、インフルエンザ、保健予防事業等々たくさんあり、いずれも高齢者の皆さんが安心して本町で暮らしていけるようさまざまな施策を講じているところですが、一層そうした町独自の施策の重要性が増してくることは私は間違いのないと思っております。しかし、一方におきましては、今後もし引き続き健全財政の維持と、こうした行政サービス、公共サービス水準の安定的な推進、充実、向上との両立を図る努力を一層していかなければならないと考えます。

**再質問**

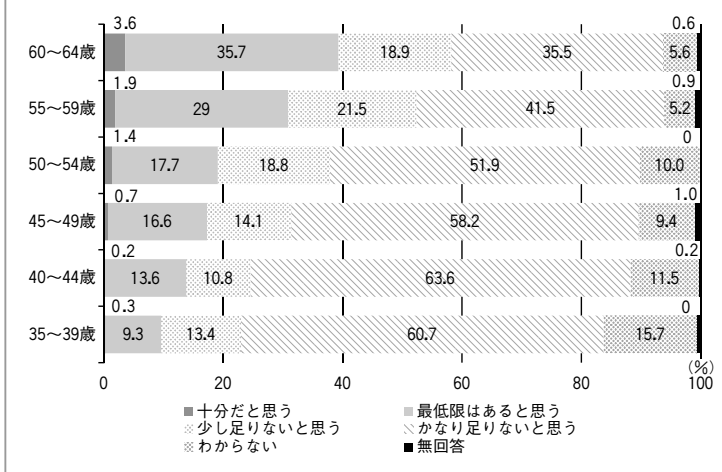
冬季加算減額で受給者の暮らしを直撃していると、暖房費が定額制のため、冬季加算だけで賄い切れなくなる世帯が続出、減額の取り消しを求め審査請求を道に行った地域もあります。先ほど町長が答弁してくれた1・3倍に対する再質問です。このままで最低限の生活を保障するという制度の趣旨に反すると指摘しています。暖房を節約しようにもでき

ない状態で冬季加算が減らされるのは理不尽。ストーブの修理代が捻出できない。家が古くて寒い。暖房を節約すれば体調を崩すという切実な声も聞いております。厚生労働省は、病気などで常に在宅しなければならぬ人に加算を1・3倍に増やす例外措置を設けていますが、審査請求の結果が出るまでに1年はかかると聞いています。これに対して町長の見解を伺います。

また、高齢者の貧困ですが、高齢者だけにとどまらず、全世帯における社会問題でもあります。内閣府の高齢社会白書を見ると、高齢期への経済的備えがあると感じている世帯は1割程度、また世帯の高齢期への経済的備えがかなり足りないと思うのが全体で50・4%、年齢別でいいますと35から39歳が60・7%、40から44歳で63・6%、45から49歳が58・2%、50から54歳が51・9%、55から59歳が41・9%、60歳から64歳まで35・5%というデータが出ております。親世帯が困窮

すれば、子世代の負担も重くなって共倒れの懸念が生じ、消費低迷にもつながります。親や年配者とうとうと価値観も崩壊するかもしれないと警鐘を鳴らしています。なお、総務省の家計調査などによると、2人以上の平均貯蓄残高は2,129万円ですが、ただこれはごく一部の富裕層が平均値を引き上げていることによる数字のトリックだと思えます。実際に多くの人が位置している中央値は741万だそうです。働く高齢者が

世帯の高齢期への経済的な備えの程度



(平成26年版高齢社会白書より抜粋)

増加しているのも先進国の中では特異的ではないでしょうか。働くことに生きがいを感じる人ももちろんいるでしょうが、日本は老後も働き続けなければ暮らせない社会システムと問いかけてもありませんが、町長の見解を伺います。

#### 町長再答弁

1点目の生活保護費の支給基準の見直し、引き下げに伴い不服審査請求等々の動きがあることにつきまして、私も関心を寄せているところです。その結果がどのように出るのか注目してまいりたいと思っております。そのことに関して、例えば引き下げになった分、町が独自の施策として措置を講じたとしますと、一方では生活保護費以外に直接的な給付や支給を行った場合は、生活保護世帯の収入とみなされ、生活保護費そのものが減額されるという制限措置があります。生活保護の減額制限を受けるものにつきましては、例えば児童手当、児童扶養手当、特別児童手当等々があります。減額されるもので町が今行っている独自施策では、バスカード、福祉灯油助成券も減額対象になってくるといふことでありますので、

この点につきましては現状の我が国の社会保障制度、生活保護制度の中で自治体としてはいかんともしがたいのではないかと非常に残念に思うところです。一方、この減額制限を受けないものにつきましては、インフルエンザ予防接種あるいは高齢者肺炎球菌感染症の予防接種等々があります。したがって、今後町独自の施策を考へる場合に、生活保護世帯の皆さん方にもどのような影響が出るのか、出ないのかも含めて、十分留意していく必要があると思っております。反面また、今回の改正で除雪費に対する支給が新設されました。冬季加算とは別に、生活扶助費に3万円上限として認められることとなります。この3万円を活用して、当町の福祉除雪サービス、1時間600円負担していただく場合は、単純にこの3万円で約50時間分の除雪サービスが受けられることとなりますので、この対応の進め方につきましては十分福祉事務所等とも連携していかなければならないと思っております。

2点目のさまざまな国の分析経過、数値についての議員のご指摘

について、私は、藤田先生の著書「下流老人 一億総老後崩壊の衝撃」の中で、そういう議論はよろしくないと言っている部分の一つの例を申し上げます。例えば生活保護費受給者の事例で1人世帯、69歳で積丹町では町営住宅等に居住している場合、生活扶助費冬季加算、年末一時扶助、住宅扶助を単純に合算すれば年間96万1400円（医療費扶助を含まない）総支給額となります。一方、国民年金の老齢基礎年金を受給されている方では、65歳から受給される方で加入期間が40年間完納された場合の年金支給額が、年間約78万円というところで、生活保護費の支給額と逆転現象が起きているということが国の今回の改正の論議の一つになっていくことは、議員もご指摘のとおりです。問題は、そういう比較する議論そのものが正しいのかどうかということだと思えます。議員のご指摘は、そういう比較した議論そのものがそもそもおかしい。今現実困っている方がいて、その方を救済するための最後のセーフティネットであるのが生活保護であるから、それを比較するのはおかしいという見解だ

ろうと私は推察いたします。そのところの議論が非常に難しい課題であり、現在の日本の社会構造そのものを問う大きな課題でありますので、一自治体の首長がそれは全くおかしいと仮に申し上げたとしても、その声が届くということには難しいのではないかと思っております。ただ、反面、私どもは社会福祉事務所を有しておりますが、市になりますと社会福祉事務所を有して、直接財政負担等が出てくるような自治体の立場で考えれば、私は財政負担との論議においてまた違う立場の論が出てくるのではないかと思っております。

ただ、我が町で申し上げれば、約4割近い方が町民税非課税世帯であるといふこと、また生活保護世帯につきましても9月末現在で被保護世帯が73世帯、96人おられ、人口に占める保護率は4・21%で、後志管内では岩内町、島牧村、神恵内村に次いで第4位と高い事情にありますので、積丹町の置かれている特に高齢者の方々の収入状況が極めて厳しいということにつきましまして、私は今一度認識しなければならぬと考えております。



国の政策は別にしても、町として何ができるのかということにつきましても改めて財源の確保とあわせながら、今後議員の皆さんとも議論をし、できることから、また急がれるものから実行に移していかなければならないのではないかと思います。

### 再々質問

最後になりますが、申請主義についてちよつと述べさせていただきます。高齢者対策の問題点は、ほぼ全て支援施策の問題点は申請主義を採用していること。本人が制度を知り、役所に向いて申請しないと恩恵を受けられないからです。福利厚生やボーナスなどがかつては手厚かった労働者への恩恵も、消滅するか減少しました。持つ者と持たざる者がいるのは仕方ないですが、余りにも不均衡で容認しがたい格差、不平等は是正すべき。高齢者の貧困は、社会が生み出していると私は考えますが、2つの質問は重複しますが、町長の見解をお伺いして、松井町政下、さらなる福祉の充実、拡大をお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

### 町長再々答弁

社会保障制度を

活用していただく際の申請主義については、申請をして生活保護の認定を受けることが前提条件になることでもあります。この点につきましても、藤田先生の著書によりますと、そう申請主義があるからむしろ我慢をさせており、結果として孤立死というような悲惨な状況を生むのではないかと。孤独死の予防という観点から考えれば、申請主義はいかがなものかという課題を呈していることも事実です。この点につきましては、私は町の単独施策とは違い、国の大きな政策の転換にもつながることであろうと考えますので、今後の我が国の社会保障制度はどうなっていくのかということにつきまして、改めて消費増税を介して今議論される時期が来ているわけでありますので、議員の皆さんともどもしっかり注視をして関心を寄せてまいりたいと思います。

## ◎独居高齢者の安心対策について ◎びくに保育所に隣接する旧教員住宅と定住促進住宅について

岩本 幹兒 議員



独居高齢者の安心対策について、積丹町の高齢者比率は、平成26年11月末現在の数字で、43・5%となっており、約2人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えており、その中でも独居高齢者世帯の割合は急激な増加傾向にあります。そうした状況にあるので、以前、議会で独居高齢者の生活上の不安アンケート調査の必要性を言いましたが、調査を既になされているとしたら、どういったものが不安の要因となっているのでしょうか。

また、まだなされていないとしたら、そういったアンケート調査は必要ないと考えているのでしょうか。それとも必要性ありと思われるか。もしそうだとしたら、早期に実施すべきではないでしょうか。いずれにしても、独居高齢者が生活をしていく上で何が不安要因なのかをよく分析して、実現できるものから積極的に取り組む施策が必要であると思いますし、でき得れば対象者個人個人の状況を小まめに把握して、可能なものから早期に対応するという姿勢が大事なのではないかと思えます。そうでなければ、若者は雇用の場を求めて町外へ去り、高齢者も安心を求めて町外へ去るといった状況で、人口減に歯どめがかからないと思

います。町はますます衰退していき、くと思えます。こういった状況になるべく早期に打破していくことがこの町に求められていることだろうと思えますが、町長の考えを伺います。

次に、びくに保育所に隣接する旧教員住宅と定住促進住宅について、びくに保育所に隣接する3棟5戸の旧教員住宅について、現在の使用状況と管理状況についてはどのようなになっているのでしょうか。また、今後の利用計画はどのようなか。短期、長期的に移住者の定住促進住宅としてリフォームをし、安価な使用料で利用するという考え方はあるのかどうか。また、あわせて伺いますが、現在の旧積丹牧場にありますが、定住促進住宅として整備した住宅は計画どおり使用されているのでしょうか、どのような使用状況なのでしょうか。さらには、旧教員住宅を仮に解体するとしたら、その後の跡地利用計画はあるのでしょうか。公共施設総合管理計画策定業務の進捗状況とあわせて町長の考えを伺います。

### 松井町長答弁

1 点目の独居高



▲旧教員住宅

齢者の安心対策について、議員から平成26年第1回定例議会の予算特別委員会でご提言がございました。独居高齢者の生活上の不安アンケート調査についてであります。町包括支援センターでは65歳になられた方を対象とした高齢者台帳作成のための個別調査を行っておりますが、その中で生活上の不安等に係る事項もあわせて調査を行っております。内容的には今後の生活費に対する不安が多かったわけであり、生活保護制度の活用等につきましての説明等もあわせて対応を行っているところで

す。また、関連して、後志広域連合では平成26年1月に構成町村の65歳以上の高齢者全員を対象とした第6期介護保険事業計画の基礎資料とするための日常生活圏ニーズ調査を実施しております。当町では、515人のうち独居高齢者123人から回答をいただいております。独居高齢者が生活上の不安と回答したもので主なるものを紹介申しますと、1つには今の住まいに住み続けられるか不安がある、62・6%、2つ目は転倒に対する不安がある、56・1%、物忘れについて不安がある、24・4%、3つ目は年金等の書類が書けない不安、20・3%などでした。これらのアンケート調査結果をもとに、高齢者世帯を各戸訪問し、高齢者の不安を和らげるため、見守りネットワークの拡充等々、高齢者自立支援事業等を実施しているところであり、積極的に役立っているところです。

また、議員ご指摘の個人の状況を細やかに把握し、早期の対応が必要ではないかとのこと指摘についてありますが、町では平成21年から22年の2年間をかけて65歳以上の全ての町民を対象とし、高齢者台帳を整備するべく調査を実施しました。以後65歳に達した方については随時調査を行い、台帳の整備に努めております。当該台帳に登載された主な情報内容としましては、日常生活の様子や趣味、特技、地域の親しい友人、健康や身体にかかわる病歴や心配、不安事、緊急時等の親族等の連絡先等々です。この高齢者台帳をもとに、町では健康維持対策、予防対策、親族との情報共有、相談事あるいはまた緊急時の広範な高齢者福祉行政全般にわたって有効に活用しておりますが、今後もこの台帳整備の充実のために調査の努力、またその活用に努めてまいります。

次に、2つ目のご質問のびくに保育所に隣接する旧教員住宅と定住促進住宅についてのご質問についてであります。最初に、びくに保育所に隣接する旧教員住宅の使用状況と管理状況につきまして、ご指摘のとおり3棟5戸のうち1棟1戸は昭和41年建設のものは現在も教育委員会所管の教職員住宅ですが、現在の教職員は入居しておらず、老朽化が激しく、空き住宅となっております。教育委員会においては、今後教員住宅の

用途を廃止し、普通財産として町長部局へ所管替えを行うことを検討中であります。2つ目に、次の1棟2戸は昭和48年建設のもので、平成25年4月に教育委員会から所管が町長部局に移管され、現在町職員住宅として再利用しているところと、現在町職員1名と地域おこし協力隊員1名が入居しています。残りの1棟2戸は昭和49年建設したもので、平成25年4月に同じく教育委員会から所管が町長部局に移管され、現在職員住宅として再利用し、町職員1名が入居しておりますが、1戸につきましては空き住宅となっております。

次に、この2棟の管理状況につきまして説明申し上げます。平成25年に所管替え後は、大規模な修繕等は行っておりません。したがって、老朽化が著しい状況にあり、トイレ、浴室、断熱化等リフォームには多額の費用がかかるかと予想しております。また、教育委員会所管中の1棟1戸の建物の老朽化の状況につきまして同様であります。また、本年度新たに1棟4戸の職員住宅を建設中のご指摘の3棟の住宅の入居者につきましては、建設中の新築住宅あ

るいは現在入居中の住宅よりも若干でも良質な他の既存住宅の空き室へ入居が見込まれているところと、また、この老朽化が著しい3棟5戸につきましては、コンクリート基礎部分を除くほぼ全ての部分のリフォームが必要なことから、多額の工事費が見込まれているところと、また、建築後40年を経過しておりますことから、さらなる長寿命化への期待は難しいのではないかと考えており、それらの理由からこれら3棟の住宅が空き住宅になった後には解体することを基本に検討中です。

次に、今後の土地の利用計画についてですが、現在検討中の案としましては、第1案としましては同住宅3棟を解体撤去後、びくに保育所に隣接する土地でありますので、びくに保育所の屋外運動場として活用する案を中心に、第2案としては、住宅用地として分譲する案、この2つの案について検討をしているところです。

次に、3点目の定住促進住宅としてリフォームし、安価な使用料で利用する考えはあるかについてであります。現検討中の利用計画の方向性から考えれば、今のと

ころ定住促進住宅としての活用は想定いたしておりません。その理由としましては、老朽化が著しく、一時的とはいえ、定住促進を促すような住居環境を整えるためのリフォームに多額な費用がかかることが予想されるためであります。

4点目の婦美地区の移住、定住促進住宅2棟3戸の使用状況についてであります。本町への移住及び定住対策の促進を図ることを目的に平成23年度に2棟3戸をリフォームを行い、平成24年度から入居者の募集を開始し、利用に供しているものです。このうち定住促進住宅は1棟2戸、これは木造2階建て3LDK2戸ですが、この住宅は、本町での就業等を目的に本町に住民登録をして定住しようとする者に1年以上3年以下での貸付期間として貸付けるものです。これまでの実績としましては、平成24年7月から平成27年6月までの3年間、佐賀県出身の方が入居しておりますが、3年間の入居期限を経過した後、町外へ転出したため、現在は2戸とも空き住宅となっております。この定住促進住宅については、問い合わせは毎年数件はありますものの、居住

にまで至っておりませんので、引き続き募集に努めてまいります。

また、移住体験住宅は、木造平家建て3LDK1棟1戸ですが、本町での生活を体験しようとする者に短期間貸し付けるものです。なお、この移住体験住宅につきましては、直ちに入居者が体験入居生活ができるように、内部にはテレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、布団、鍋、食器等、生活するための家財道具一式も最低限備えております。この利用実績は、平成24年度2件、これは旭川市、佐賀県の方です。25年度は1件、沖繩県の方、26年度はゼロ、27年度は3件で、京都府、滋賀県、長野県の方々が利用されています。これら2つの移住、定住促進住宅の入居者の募集につきましては、常時町の公式ホームページで募集中でありますので、PRに努めてまいりますと考えております。

5点目の公共施設総合管理計画の進捗状況についてですが、策定支援委託業者が決まりました。明年3月の完成を目指して鋭意策定作業中です。現在の作業の進捗状況ではありますが、計画に搭載すべき施設の入力がほぼ終わり、現在

確認点検作業を行っています。確認点検作業中ですので、確定値ではありませんが、現在の作業途中の数字ということでご承知おきいただき、参考までに代表的なものを申し上げますと、建物施設数161件、うち学校施設、校舎、体育館、給食センター等含まれます15棟、公営住宅19棟、役場庁舎2棟、これ本庁、入舸支所でございます。消防庁舎積丹支所1棟、野塚分遣所1棟、各地区分団の器具置き場及びコミュニティ消防センター6棟、総合文化センター1棟、各地区会館9棟、また水道管60・9キロメートル、下水道管10キロメートル、道路86・5キロメートル、橋梁30本、延長約4キロメートル、道路照明87基、漁港区域外の船揚げ場12カ所などです。また、総務省から指示されております計算方法を用いた30年に1回大規模改修、60年に1回更新をするとした場合の更新費用の試算ですが、これはあくまでも総務省の基準による試算です。平成27年から平成66年までの40年間の更新費用は推計で約400億円、1年平均では約10億円程度になろうと推計しております。また、そのピー

クは、平成46年の推計約13億9,000万であります。この多額の費用負担を今後どのようにしていくのか、利用の低いもの、費用対効果の低いもの、少子高齢化、人口減少が見込まれる中で本町の公共施設の将来のあり方をどうしていくのか、その方向性を今後検討していくことになりませんが、一方公共施設の存続、統廃合等、今後のあり方につきましては一概に費用対効果の数値だけで論ずることができない難しさがあります。当町の分散集落の立地性など特殊事情の多いことも考慮しなければならぬものと考えます。したがって、相当な時間と、議会や町民との共通理解を得るための機会と時間等が必要であると考えます。また、この計画が策定されたとしても、各個別施設の計画実行年次や財政負担、特定財源の確保等の見直し、またそのための詳細調査設計などについてもあわせて検討を重ねていかなければならぬものと考えます。しかしながら、急がれる課題の中で施設等の対応策につきましましては、その具現化、解決に向けて鋭意努力を傾けてまいりたいと考えております。

## 再質問

アンケート調査ですが、一応なされていると、515名の対象者のうち123名からの回答を得たと、それで要因はいろいろだとお聞きしました。それで、高齢者台帳をただいま町長の整備に努めているという答弁でしたけれども、努めているというのですけれども、これはどの程度のものであつていいのか、まずお教え願いたい。たしか高齢者台帳ははっきりしたものをつくりなさいというように国のほうからも急がれていると思うのです。防災対策上とかそういうのからいろいろ。だから、高齢者台帳はどの程度の完成度のものであつていいのかということをお教え願いたいと思います。

先ほど町長も答弁なされていましたが、私もさらなる見守り体制の充実強化が必要だと思えます。対象者個人個人の状況を小まめにはするということは容易なことではございませんが、高齢者が安心して住み続けるということには、ある程度こういう小さい町では必要不可欠なことだと思います。次に、旧教員住宅と定住促進住宅についてですが、建物がかなり老朽化が著しいので、私はリフォームしていろいろな使い方はどうかなということをお聞きしたのですが、解体する方向だということなのですけれども、これも先日ご丁寧配付していただいた「積丹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合計画」のこの基本目標が何点か書かれています、この2として、地域資源を生かし、新しい人の流れをつくること、その施策のさらに2として、移住や企業誘致の促進を挙げますが、先ほど伺いました婦美地区にあります定住促進住宅が現在は空き家という感じで余り利用されていないとしたら、立地の利便性にも問題があるのではない

かなと私は思います。子育て世帯があつた定住促進住宅を利用したいと思うのでしょうか。それに比較すると、これは町はその気持ちはないということなのですけれども、旧教員住宅は保育所にも隣接しており、学校も近く、商店街も近く、近所との触れ合いも期待できると思うし、立地条件はよいと思うので、こういう方向で検討してみたらどうかということでも進言したわけでございます。そういう気持ちがないというので、それはそれでいいと思います。そういったところで町長の考えを再度伺います。

#### 町長再答弁

1点目の高齢者台帳の整備についてであります。平成21年当時2カ年かけての整備は完了していますが、その後毎年65歳到達者が出てきますので、それらについての補完、整備等は随時行っており、またそれらの台帳登載者の方も内容的にも変わってくる事項も当然あるわけでありますので、そういう意味で充実整備を図っていかねばならないということとす。

2点目の見守りネットワークにつきまして、形だけではだめで、

まだまだ不十分ではないかという指摘については、そのような指摘に当たる部分もあるかと考えますが、できるものから充実のため一層努力してまいりたいと考えております。

3点目は、地方創生戦略の目標に沿って移住、定住対策に沿った形での町職員住宅等の有効活用についてですが、婦美の住宅につきましても2タイプ2種類の住宅がありますので、それらの目的に沿った形の中で鋭意PRし、利用度が上がるように努力してまいります。また、教員住宅等の活用についてですが、びくに保育所の隣りにつきましては、保護者からも屋外運動場についての要請等があり、保育所の運動場とする第1案を中心に現在検討しているところでありますが、それがあききという点ではありません。

また、地方創生の地方戦略の目標に沿った移住、定住対策を今後進めていく必要性につきましては、私も議員と同じように非常に重要な町の課題であると思っております。したがって、1つには空き家等を有効に活用することが考えられますし、また職員住宅と教

員住宅に限らず、教職員住宅等の空き室が出た場合に、それらを有効活用する一つの手だてとして検討の余地は十分あると思っております。ただ、留意しなければならぬのは、移住、定住のために低家賃で住んでもらう場合の住環境としては、私はやはりそれなりの整備水準を加味しなければならぬのではないかと考えます。そのための特定期限等の確保も考えながら検討を進めていかなければならないと考えておりますし、一方では、町内で空き家が発生しており、条件によっては町に引き取っていただけないかという申し出のある事例もあります。そのような事例などの活用方法もあるのではないかと考えておりますが、いずれにしても移住、定住対策に必要な住環境を整えるにはそれなりの投資をしなければなりませんし、また、それを町の公共工事として発注する場合には、適正な工事価格の水準確保等もありますので、そのようなことも含めて検討してまいりたいと考えております。

また、関連して移住、定住対策としては、議員協議会等でもご相談させていただいておりますが

川移転補償対象者向けの分譲地が相当数残り区画数が生じていますので、これらを移住、定住対策として積極的に活用することにつき

## 議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。

詳しくは、議会事務局にお問合せください。

電話：44-3380

ましては、条件が整い次第でできるだけ早期に募集等の体制に入っていけるように庁内で準備を進めているところですが、そういった観点からも移住、定住対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

### 再々質問

まず、独居高齢者の安心対策についてですが、これも「積丹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の中で、これは基本目標4でございいます。この中で、「いつまでも住み続けられる暮らしの場をつくる。」となっております。高齢者が日常生活を送る上で住み続けるのに不安と感ずる要素を緩和していくことが必要です。」また、「安心して住み続けられるために必要な体制や環境を整備していくことが必要です。」と、このようになっております。町のほうも十分に現状を認識しているものと先ほどの町長の答弁にもありますけれども、それは十分に認識しているものと思っております。雪対策など、冬でも生活しやすい環境づくり、先ほども言いましたけれども、高齢者の見守り体制の強化などを掲げております。しかし、先ほど

言いましたように現実的には孤立死、認知症対策のおくれは、私は指摘されても仕方がないのではないかと思っております。ですから、先ほど答弁いただきましたけれども、再三申し上げますけれども、もっと小まめに状況を把握して、可能なものから早期に実施していくという、この姿勢が大事ではないかなと、このように思うわけでございます。

それから、旧教員住宅と定住促進住宅についてですが、町長、子育て世帯が現在の定住促進住宅に住みたいと思うでしょうか、やはり定住するとなれば地域との触れ合いというものが大事だと思うのです。そして、今答弁いただきましたが、分譲地を定住、移住対策として提供すると言いましたけれども、移住者が来て、いきなりうちを建てるといことは、私はなかなか難しいものがあるのではないかと。だから、むしろこの教員住宅が無理であれば、やはり町が窓口になって、美国町内にある空き家だとか、それからそういう定住者が望む住宅、別に新しい住宅でなくてもいいと思うのです。そういうものを窓口になって積極的

に町が動いていかないと、この総合戦略にも書いていますが、定住促進するといったってなかなかこれは容易でないことだと思います。インターネットとか情報発信して、積丹町はこのように手厚くある程度やりますよということとを訴えていかないと、なかなか定住者とか移住者は来ないと思います。だから、その点を今の定住促進住宅は住宅として、これも前にも一般質問しましたけれども、今ある定住促進住宅は旧積丹牧場の活用という観点から、それとうまく連携を図り、もっともつと積極的

に利用を図るべきだと私は思いますけれども、だから前にも旧積丹牧場のあれだけの広大な土地があるのだから、そこに定住促進があるのだから、これに限りこれを使って何とかどうですか、そういうやる気のある人いませんかという観点から、地域おこし協力隊でもいいです。そのほかに住民との触れ合いの場を持てる、そして子育ても安心してある程度できる、そして積丹町の町民と触れ合って、ああ、積丹町はいい町だなと、町民もすごくいいなと、たまには魚持ってきてくれるのかなんとかと、



▲定住促進住宅（婦美町）

そういうようにしていかないとなかなか定住、移住者は来ないと思うから、そして積丹牧場もある程度あのままにしておいたらだめです。農家の皆さんともしっかり相談して、何とか活用していただきたい。そのために、婦美にある今の定住促進住宅はそういう点でうまく利用していただきたい、こう思うわけですが、最後に町長の答弁をお願いします。

### 町長再々答弁

1点目の独居高齢者の安心対策に関連した積丹町の認知症対策の遅れを指摘されて

も仕方ないのではないかとというご指摘ですが、私もそのようなご指摘につきましてはそれなりに受けとめて、一生懸命努力をしてみたいと思っています。ただ、地域包括支援センター職員の体制、あるいは必要な財政負担等々を考えた中で、担当している職員も精いっぱい努力していただいています。それが、それで十分だと私自身も決して思っているわけではありませんが、一層それらの改善のために努力してまいりたいと思います。

2点目の婦美の定住促進住宅に關しまして、ご指摘のようにあれが積丹町の定住、移住住宅の全てだということに捉えられれば、あそこで子育てができるのか、あそこから買物に行けるのか、高齢者が住んだとしてもどうなのなどというように問われれば、私はそれはそのとおりですとお答えせざるを得ないわけですが、しかし町としては移住定住対策の手始めとして試行整備したものでありますので、ご指摘のようにあその立地を生かした活用方法等々が考えられるのであれば、積極的に活用するように一層努力していかなければならぬと思っております。

す。積丹牧場跡地の再活用にて化した定住、移住対策に役立てる住宅としたらどうかというご提案もありましたが、それも一案ではなからうかと思えますが、それらに限らず、引き続き検討してまいりたいと思います。

今、地方創生対策の4つの目標を具現化するための努力が求められている状況下にあります。その目標は総合計画の進捗を早める、特に重要な施策の具現化を目指すことを意識しているところでありますので、全て順調にいくとは考えられませんが、地方創生の今の時代要請も踏まえて一層の努力をしてみたいと考えます。また、現在地方創生の人口ビジョン策定費の中で、廃校、積丹牧場等々、特に私どもが重要だと思っております施設や様々な地域資源について、その特色等を専門家の立場から評価をしていただき、それをリーフレットにまとめ、情報通信等のシステム等々も活用しながらPRできるようなものを現在策定作業中でありまして、改めてそのような紹介もしながら、一層努力してまいりたいと考えております。

## ◎積丹町決算審査特別委員会の 審議状況について

平成27年第4回定例会会期中、積丹町決算審査特別委員会（山本俊三委員長）が開催され、平成26年度積丹町各会計の決算について審査した結果、すべてを認定すべきものとして決定されました。主たる質疑、応答の要旨をお知らせいたします。

☆審議の日程 平成27年12月16日  
より12月18日

### ◎主たる質疑応答の要旨

※平成26年度積丹町一般会計決算  
☆歳入一括

5年間を経過した場合には時効が成立します。差押えの場合は、差押えをしている期間が中断され、差押えの解除、または財産を処分したときから5年間の計算が始まります。

佐藤晃委員

町民税と固定資産

税について、地方税法上滞納された税金の徴収権は5年で時効を迎えると思いますが、時効中断に必要な手続、また不納欠損にするにどのような場合か伺います。

今井税務課長

時効の中断の手

続については、納税誓約や差押えなどをした場合は時効を中断し、そこからまた5年間経過する形になります。また、督促状を発付した場合も発付してから11日経過後から時効が開始になり、そこから

そのほか処分停止ということで、財産がない場合や生活を困窮するおそれがある場合には、地方税法に基づき滞納処分を停止する措置があり、それから3年を経過したときには不納欠損ということの時効が成立する形になります。

佐藤晃委員

26年度の町民税と

固定資産税、別々に滞納者数をお知らせください。

また、不納欠損、町民税24万3,000円、固定資産税74万7,000円の内訳もお願いします。

**今井税務課長**

個人町民税は、現年度に係る滞納者数は52名、滞納繰越分は82名、また固定資産税は、法人も含みますが、現年度分が85名、滞納繰越分は135名となっております。

また、不納欠損については、課税後、督促や文書催告、また電話や訪問での催告を行っていますが、結果として5年間を経過してしまい、時効となったため不納欠損しており、個人町民税は18件、固定資産税は142件になります。

**佐藤晃委員**

財産の差押えは、今までやったことないと思うのです。例えばテレビや車を差し押さえ、そのほかに土地や家に抵当権設定はできるのですか。

**今井税務課長**

26年度においては、所得税の還付金を5件差押えています。これは、所得税の還付で納税者にかえるものを町の税金の未納分に充てるというものです。そのほか、現在後志広域連合に引継いでいるものについては、広域連合において差押えなどの滞納処分を実施している状況です。

また、土地などの不動産については、抵当権と同等な並びで差押える権利を町税などの、地方税や

国税において設定をすることができます。

**佐藤晃委員**

各会計別決算説明

資料、税と税外収入の滞納の合計が1億2,300万弱ぐらいになるのです。前年度と変わっていないのです。過去5年間調べたのですが、平成22年度の町民税の滞納が804万7,000円、26年度が2,011万円。固定資産税は、22年度が1,652万9,000円、26年度が1,436万4,000円。固定資産税は減っていますが、町民税は1,000万円ちょっと増えていっていると思います。この徴収の仕方はどのようにしているか。

**今井税務課長**

個人町民税について

は、平成22年以降だと思っておりますが、地方への税源移譲がありました。そのため、課税する額も収入になる額も大幅に増えた経過にあります。それに伴い、未済額が増えていく実態があります。

積丹町においては納期限を過ぎた後、納め忘れがある方に気づいてもらうために直ちに督促状を発送しています。その後、定期的に文書による催告状や電話による催告、訪問をして納税を促したり、また一度に納税が無理な方につい

ては、分割などの納税相談を受ける形で積極的に連絡をとって対応しています。その後、納税の誠意が見られない方、また高額で過去から何年も残っているような方については、後志広域連合に引継ぎをし、差押えなどを前提とした滞納処分を依頼していること、また個人住民税については、小樽道税事務所にて徴収の引継ぎを行い、専門的知識を用いながら、徴収の確保をさせていただいている状況にあります。

**佐藤晃委員**

9月29日の新聞で、

小樽市の例では、その年度に新たに滞納した人、複数年にわたって滞納している人、高額な滞納をしている人に分けて徴収し、滞納者が減ったとか徴収率が上がったということなのですが、今後このようなことを参考にして徴収をしてはどうですか。

節約して納めている人もいます。

ただ税金を滞納した人が優遇され不納欠損でどんどん、どんどん落とすということは、もう少し考えて徴収してもらいたいと思います。

**今井税務課長**

できるだけ未納

額を圧縮できるように今後いろいろ

る検討し取り組んでいきたいと思えます。あわせまして口座振替の促進や個人住民税の特別徴収という毎月の給料から天引きすることで、納税者が窓口に行かなくて済み、1回当たりの負担が少なくて済むという納税者の利便性も図るような取り組みもして、収納率の向上や未納額の圧縮に努めていきたいと考えています。

**海田委員**

町税収入は1億6,000万何がしです。自主財源が

少ない中で、今後の対策として役場内でふるさと納税等は考えられて、その話し合いはされているのか伺います。

**加藤企画課長**

古平町や仁木町

は、相当ふるさと納税が増えているとお聞きしていますし、そういった先行している町村の事例も参考にしながら、現在庁内で検討しているところです。

**海田委員**

このふるさと納税に

ついては、今まで2名の議員が質問をしています。最近では今年の春、3月に山本議員が一般質問をしています。それで、検討会をしたということでしたが、どの程度までやっているのか。

**奥山副町長**

今現在は、近隣町



村の話等も聞きながら、企画課を中心に検討しているところあり、よその事例では、返礼品をどこまで供給できるかという問題がネックになっていくということで、町としての品ぞろえがどこまでやれるのかといったことなどもあわせて検討しております。

#### 海田委員

なぜ品物となるのかなど。その辺いろいろ考えまして、積丹町のブランドを売ってはどうかと。食堂の食事券や3,500万円もの赤字を一般財源から繰入れしている岬の湯の温泉券、宿泊券など、積丹で使えるものを郵送したらかなりの確率で来てくれるのではないかと。現物が無いというのであれば、我が町には食堂がこれだけあります。例えば1万円であれば3,000円の券、郵送で送っても3,100円何がしとなるわけですから、すごく効率がいい。古平町に聞いたら宅配業者、それに委託業者の手数料だと。そしたら、最終的には3割ぐらいなのかと。いも、カボチャ、アワビ、ウニを送らなくても、そういうものでやったらいかがか。商工会、観光協会の協力あればできる話です。まずはやることを第一に

して、1億6,000万円ぐらいの収入、これは他町村の例で9,000万円も、一気に1億近いお金が一般財源に入るということは、いろんな面で活用できるので、できることからやったらいかがでしょうか。

#### 奥山副町長

全国的には、例えば図書館の入館券などを送っている町村もありますので、当町にとってどういった方法が最もいいのか、納税される方にとってどういったのか、委託でやるのがいいのか、さらには品物の品質管理や苦情処理の対応なども含めて前向きに検討しております。

#### ☆一款議会費・二款総務費

#### 佐藤晃委員

副町長は1月に旧教員住宅の件について話を聞いていると思いますけれども、どういう事案で、どのように対応したのか。

#### 長谷川建設課長

本年1月に発生した案件は、住宅の水道料が未徴収だったという件です。本来、水道を使用開始する際は、役場で申し出を受け、役場が開栓をして使用され、その後メーター器を毎月読んで納付書を発付し、支払い

いただく手続になっていますが、ご本人からの水道使用の申し出がなく、その後も役場で気づくこともなく使用されていたという案件です。その後、建設課で対応したのですが、入居者も途中で契約者がかわっているということもあり、内容の確認に時間がかかった経過にあります。その後、納付書は遡及して9月に発行しています。

#### 佐藤晃委員

未徴収の部分の金額は幾らか。また、入居した際、水道の元栓は誰が開けたのか。

#### 長谷川建設課長

遡及して納付書を発行した金額は、途中で契約者がかわっています。2件合わせて11万5400円です。

また、開栓した者は誰かということですが、当時の担当、ご本人方にも確認したのですが、わからない状況のままです。

#### 佐藤晃委員

入居の手続は、多分きちつと契約していると思いますが、水道のほうは副町長が1月に対応したと思います。もう1年来るのです。こういう事案があったら、議会のほうにも説明をしてほしいのではないかと。

#### 奥山副町長

ただいまの事案については、現建設課長を中心に事

実関係を確認していただくところです。先ほども使用者が2人という説明がありました。当初住宅を借りた方とお話が、その方の仕事の関係もあり、できなかったということとがずっと続いてきたということとです。その中でなかなか結論が出せなかったことから、現使用者とお話をさせていただき、先ほどのような結果になったところであります。

その後の経過報告の部分については、決着がついたということ、そのような状況になっているところとです。

#### 佐藤晃委員

私言っているのは違うのです。1月に聞いたらすぐにでも説明する機会があったと思うのです。例えば全員協議会や委員会が開催されている中で、こういう事案があったと。結果の説明でなく、あったときにこういうことが起きていますということを議会に説明してもいいのではないですか。

#### 奥山副町長

1月にある方からこのような事案があるのではないかと。先ほど申し上げましたとお話で、先ほど申し上げましたとお話、結果として現使用者と話がつ

いたのが9月ということ、大変時間がかったところであり、議会への報告につきましては、

通常町のほうに瑕疵があるといったケースについてご報告してきており、今回のケースにつきまして、水道使用という部分に関しての瑕疵が不明確な事案だったことから、結果として議会には報告しない案件という形で処理させていただきます。

#### 岩本委員

まちづくり活動支援事業補助金について167万6,000円が不用になったということ、当初予算が1,200万円ですので、1,000万円ちよつとのお金を補助したと理解してよろしいですか。

#### 加藤企画課長

同補助金については、議会にも町政報告の参考資料で決定額を報告しています。その後、実績により多少決定額よりは少なくなっています。実績の合計は1,200万円に対して1,032万4,000円となっており、るところです。

#### 岩本委員

同補助金は、選考委員会です。採択されたものに交付し、事業をしていただいて、その後報告する、そこまではわかるので

すが、例えば特にソフト事業に関して、その後役場で追跡調査といいますが、評価といいますが、そういうことはなされているのでしょうか。

#### 加藤企画課長

イベント的なものでその日だけで終わるような事業は、何人集客があったなどというような形での報告をいただいているところ、また、PR事業などや漁業後継者の育成など、そういった部分については、具体的にその後どう活用をされているかということでの報告は求めています。各団体において有効に使われているものと思っております。具体的に効果は検証していません。

#### 岩本委員

少しぐらいの金額ではないのですから、その後の追跡調査や評価を役場できちつと文書に出して、こういうことをやって、そして町づくりにこれだけ貢献したという評価表みたいなものを今後議会に示していただきたいと思っております。

#### 加藤企画課長

今後の補助事業のその後の経過については、関係課と協議して今後実施したいと考えております。

また、議会への報告については、どういった形で報告したらいいのか、事業の選定委員会もございませぬので、そちらの意見も伺いながら今後対応を検討してまいりたいと考えています。

#### 岩本委員

貴重な財源ですから、町民にもこういう事業をやりましたが、役場側としてはこのように評価していただけます。広報しゃこたんでもいいのです。できれば議会に報告してもらって、本当にこれが効果的だったのかということ議論する場を持って、もう少しチェックを厳しくする。そして、町民にもきちつと伝える。前向きに検討することなのですか、ぜひやっていただきたい。

#### 加藤企画課長

広報に掲載して広く町民の方に見ていただくことも含めて、今後積極的にそういういた形で進めていきたいと考えております。

#### ☆四款衛生費

#### 笹山委員

塵芥処理費、去年から比べたらかなり増大しており、委託料も増えています。委託料がなぜ増えたかと備品購入費、この内訳を伺います。



▲まちづくり活動支援事業報告会

#### 坂野住民福祉課長

まず、塵芥処理費の委託料は、26年度については、労務単価の見直しにより増額になっています。

備品購入費については、平成22年に購入したダンプトラックの年間の償還金で、23年から27年の5カ年間で支払うということ、本年度支払うことによって終了となっております。

#### ☆五款労働費

#### 佐藤晃委員

積丹町実践型地域雇用創造事業補助金について、予算73万9,000円の内訳を伺い

ます。

#### 山崎商工観光課長

同補助金の

内訳は、旅費40万7,000円、需用費21万8,000円、使用料及び賃借料8万4,000円、負担金3万円です。

#### 佐藤晃委員

これは積丹地域活

性化協議会に補助金を出した事業だと思えます。平成24年の10月から9月ごろに立ち上げて、3年計画で5名採用して、国の補助金が七千何百万円だったか定かではありませんが、その計画では55人雇用するという説明だったと思います。今年の3月31日までの事業の結果どうだったか。

#### 山崎商工観光課長

実践型地域

雇用創造事業は平成24年度から平成26年度までの3カ年ということで、厚生労働省の委託事業で、当初計画時は7,996万3,000円の計画で走っていたところです。これは、町の会計を通さず、団体に補助金で直接入るわけですが、支出については5,500万円弱ぐらいで経過しているところ。執行率は、おおむね68%ということ。事業は終了したところ。計画人数は、3カ年で55人とい



▲実践型地域雇用創造事業（ニンニク収穫研修）

うことでしたが、実績は70名ということ。厚生労働省へ報告をしているところ。あわせて体験メニューや人材の育成メニュー等々ありますが、それらについてもおおむね計画どおり終了したということ。3カ年で70名の雇用ということで漁業、農業、観光の3つの分野でいろいろ事業をやりました。例えば農の分野はニンニク、観光、漁業のほうは何ができたのですか。

#### 佐藤晃委員

観光の事業

3カ年で70名の雇用ということで漁業、農業、観光の3つの分野でいろいろ事業をやりました。例えば農の分野はニンニク、観光、漁業のほうは何ができたのですか。

#### 山崎商工観光課長

観光の事業

については、販路拡大やモニター

ツアー等の実施、農の事業は、ニンニク、サフラン等の試験栽培、

漁業の部分については、低利用、未利用資源の活用ということで、小さいサイズを使ったえびしおサブレの商品開発で、これが漁業分野に当たる事業の成果です。

#### 佐藤晃委員

商品化は、サブレ

だけですか。ニンニクをやると聞いているのですが。

#### 山崎商工観光課長

ニンニクに

ついては、26年度まで各農家を中心に試験栽培を続けてきたわけですが、27年度において新たな商品化に向けて今現在加工品も含めて進めているという状況にあります。

#### ☆六款農林水産業費

#### 海田委員

農業振興費の賃金と

委託料について、害獣駆除費の賃金だと思えますが、予算も支出も110万円、委託料については、カラスの駆除で27万円予算計上され、決算ではきれいに支出になっています。どんな方法で処理しているのか伺います。

#### 西川農林水産課長

賃金につい

ては110万円ということ。これは猟友会にお願いし、町の臨時職員として雇用した方に、パトロ

ールや熊等が出た場合に出勤してもらおうということ。時間数にして110時間出勤し、それにかかる賃金ということ。次に、カラスの駆除については、

出勤回数33回、出勤人数116人で27万円の委託料を支出しています。

#### 海田委員

賃金は1回幾らなの

ですか。もう一度聞きますが、110時間で110万円使った、毎年そう、昨年も110万円をやめていますよね。今年もそうです。頭から110万になった場合は、もう熊出てもやらないということ。ほかの事業は不用額が必ず出ていますが、これだけがゼロなのです。毎年不用額がゼロできれいに処理されているということは、頭から今年110万円だよ。後からとってつけた110時間かなと、私はそのように思っています。

#### 西川農林水産課長

3年ぐらい

前には五、六十万で、補正をして足りなくて、当初予算からこの金額を計上しています。全てなくなっていますけれども、間違いなくその時間勤務したと報告を受けて毎月支出しているところ。あります。

**海田委員** 予算に合わせて駆除

や見回りはしていないということ  
で、たまたま110万円が処理さ  
れたという理解でいいですね。

そして、パトロール110時間と  
いいましたが、そして、1時間  
1万円ですよね。

**西川農林水産課長** 大変申しわ

げございません。110時間で  
なくて、1,100時間で1時間  
1,000円ということですよ。

**海田委員** 予算に合わせては

っていないことを伺ってい  
るのですが、たまたま毎年110  
万円、27万円でおさまっている  
ということですね。

**西川農林水産課長** もし足りな

い場合は、補正という形も当然出  
てくると思いますし、予算額に合  
わせての支出ということではあり  
ません。

**海田委員** 不用額も出していな

いということ、大変結構なこと  
だと思います。町民に恐怖を与え  
ないような見回りを、110万円  
は超えてでも構いませんので、ど  
んどんやっていただき、熊、鹿を  
とっていただきたいなと思います。

水産振興費の資源放流増殖事業  
補助金、予算362万円で決算額

が約325万円、放流事業はど  
うもの入っているのですか。ど  
ういう積み上げで決算額が325  
万円になったのか伺います。

**西川農林水産課長** 資源放流増

殖事業補助金、これにはウニ、エ  
ゾバフンウニの種苗放流事業が1  
81万円、ニシン稚魚放流事業が  
100万円、ヒラメ稚魚放流81万  
円の362万円の予算であります。

ニシンの稚魚放流事業は、日本海  
北部ニシン栽培漁業推進委員会へ  
の組合からの負担金として100  
万円計上しています。この負担金

は、平成26年の8月か9月ごろに  
前年のニシンの漁獲量に合わせて  
負担金が決まってきました。この予

算はあくまでも概算で、25年の漁  
獲量が少なかったものですから、  
当初予算より負担金が40万円ほど

減ったということです。

**海田委員** ウニ、ヒラメの放流

事業は減額していません。それで、  
水産振興費の19節全体の不用額は  
135万円にもなっています。こ  
のお金を有効に使うためにウニや  
ヒラメの放流事業に振り替えでき  
ないのででしょうか。そのようにし  
ていただければ漁師の皆さんも育  
てる漁業に力が入ると思いますの



▲エゾバフンウニ放流事業

**海田委員** 漁業者の負担金とい

うのは、何%と決まっているので  
すか。もし決まっていないのであ  
れば、積丹町と漁業者であるのな  
らばゼロにしたって構わないこと  
でしょう。よそのまちでは栽培事  
業で1億もやっているところあり  
ます。ウニとヒラメ合わせて18  
1万円が負担金が払えないからと  
言っているようでは、これは先が  
見えた話で、とても残念だと思  
います。

**西川農林水産課長** この負担金

の部分は、管内漁協でばらつきが  
ありますが、漁協と漁業者の中で  
調整したものを負担金としている  
ということですよ。

**海田委員** 要するにそれは漁業

者と漁協の問題でしょう。これだ  
けやるから例えば1%もらいます  
と。それは漁業組合の手数料が何  
かなのでしょうか。そうでなく、役  
場でいっばいしたいと。例えば5  
00万円もウニの放流したいのだ  
と。そういうことで3%の負担を  
1%にするとか、そこを課長が漁  
協に行つて説得して、より多く、  
17万個のものが20万個、30万個に  
なるように課長がこの中に入つて  
主導をとつていかないと、やはり

漁業者の方々の所得が落ちている中でそういうことをどんどんやっ  
ていかないと、ますます漁業者も  
苦しむと思います。

**西川農林水産課長**

ほかのまち

では、漁業者の負担を軽減するた  
め、町が手厚く補助しているところ  
も中にはあるようです。漁業者、  
漁協といろいろと協議して、でき

るだけ漁業者の軽減を図るような  
形で進めてまいりたいと思います。

**田村委員**

漁業者もただの漁師

ではなく、経営者でありますから、  
受益者負担は当然これからは求め  
られる話でありまして、受益者負  
担なくして自立なんかできません。  
次の予算のときにはこの言葉忘れ  
ないで予算編成に当たっていただ  
きたい。各職員も皆さんそう思っ  
てください。自らが犠牲になって、  
自らが経済を考えて、自らが負担  
しなければ自立はできませんから。  
そう思いませんか、課長。答弁は  
よろしいです。

**笹山委員**

分収造林事業費、工

事請負費は六地区の基幹道路でな  
いかと思うのですが、その工事の  
内容の説明をお願いします。

**西川農林水産課長**

委員ご指摘

のとおり、婦美六地区の基幹作業

道の開設工事です。これについて  
は、この工事計画は1,750メ  
ートルで、26年度においては、6  
57メートルの工事をしたところ  
です。車道幅員は3メートルで、  
全幅員としては3・5から4メー  
トル、路盤は30センチの敷き砂利  
を入れた工事です。

**☆七款商工費**

**岩本委員**

海岸漂着物処理委託

料、当初予算700万円計上され  
ていますが、実績は幾らですか。

**山崎商工観光課長**

海岸漂着物

の事業については、道のグリーン



▲基幹作業道（婦美六地区）

ニューデール基金を活用しまし  
て実施してきたところ。1,  
719万6,000円を年度途中  
で補正しているところ。す。

実績は、当初の700万円に対  
し、680万4,000円、2期  
工事事業については1,603万  
8,000円です。

**岩本委員**

前に町政報告にもあ

りました。結局いろんな不法投  
棄といいますが、そういうのが持  
ち込まれたと。そして、電化製品  
は町費30万か40万円かかって処理  
したということでしたが、古タイ  
ヤなどもありましたよね。タイヤ  
はまた別個に処理したのですか。  
それは我々には報告ありませんけ  
れども。

**山崎商工観光課長**

廃タイヤに

ついては、住民福祉課とその後再  
度調査しましたところ、以前から  
の不法投棄のものもあつたことか  
ら、おおむね300本の廃タイヤ  
が野積みされているということ。で、  
廃タイヤを取り扱う業者に業務委  
託し、平成27年度で6万円程度の  
処分費用を支出しているところ。で  
す。

**岩本委員**

金額その程度なので

すが、不法投棄関係のゴミが整理

されたと思つたら、まだタイヤが  
どんと積まざっていると私に教え  
てくれた方がいまして、そういう  
のも問題になっているので、すから、  
当然議会にも、このようにして環  
境衛生費の中で処理しましたと報  
告があつてしかるべきではないで  
すか。今初めて聞いたのです、私  
は。

**山崎商工観光課長**

それらの報

告は、議会にお伝えしていなかつ  
たところですが、今後においては  
これらの案件につきましても説明  
するように心がけていきたいと思  
います。

**岩本委員**

以後気をつけて、議

員も町民も厳しい目で見ていま  
すので、金額の大小にかかわらず、  
問題になった案件は積極的に公開  
すると、余り隠さないで。そうい  
うことで今後やっていただきたい。

**☆十款教育費**

**佐藤晃委員**

教員住宅費、平成

25年に日司の教員住宅2棟新しく  
建てました。今年の4月に転勤に  
なつた先生が1年3カ月ぐらい入  
居したと思います。住宅を明け渡  
す際、立会いはしているのですか。

**白濱学校教育課長**

今年の3月

31日まで、1名の教職員が転勤され、担当が中の様子を見まして、一部損傷がありましたので、その件については本人の過失によるものと判断し、本人に弁償させて対応したところです。

**佐藤晃委員**

私も見ましたが、

3ミリぐらいの穴が数箇所あいています。それと、入っていた先生の棚が取り付けられています。一回見てきたほうがいいと思います。

**白濱学校教育課長**

前任者が入

っていたときの穴と、私も写真を確認し、現地の報告も受け、それほど気にならないと感じました。また、ついている棚を外すと、その跡が残るといふのもあり、特別不用なものだと判断しておらず、今入居している先生から直接そういう要望や苦情を受けていないところではあります。それについては今の入居者に確認したいと思います。

**佐藤晃委員**

前任者が直したと

ころは幾らかかりましたか。それと、ガスコンロを置く台をPTAの方がみんな掃除したのです。もう手がつけれられない。10年も15年も使ったような、かすとかがとれなくて、そういう実態だったそうです。

**白濱学校教育課長**

最初の答弁

の中で弁償させましたと言いましたが、誤りでした。ねじの穴があいていたというのを確認し、そんなに目立つものではなかったもので、後任が入っても問題ないと判断をしたところです。

また、日司の保護者の方にはい

つも教職員が入れかえするときに掃除していただいているところであり、教育委員会としても大変助かっているところですが、実態については、現地確認で見落としたところもありますので、今後転勤に当たりましては、担当者は忘れず、必ず先生立ち会いのもと見るように心がけたいと思っております。

**佐藤晃委員**

町の町営住宅の場合

は管理条例がありますが、教員住宅はこれに当てはまるのですか。例えば敷金もらって、明け渡す前に立ち会ってもらい、修繕費を敷金から差し引くという方法をとったらどうですか。

**白濱学校教育課長**

教職員住宅

においては、積丹町教職員居住施設管理規則があります。教職員住宅の場合は、敷金は取っていませんが、使用に当たってはきちっと

管理していかねければならないということをうたっております。故意に破損等をした場合は原形に復旧してもらおうという条項もありますので、新しく入る方には必ずこのようなものを示して、管理の徹底をしていきたいと考えております。

**田村委員**

小学校費の賃金にな

ろうかと思えます。美国小学校の複式学級解消のために予算を計上してやってきた経緯があります。単式でやった結果、子供たちのお金に見合っただけの成長とか、そういういったものに関してどのように感じているのか伺います。

**白濱学校教育課長**

美国小学校

では、平成25年度から複式学級の学年の解消ということで臨時教員を配置したところで。平成27年度については、子供たちの学校生活態度の指導や、10年未満の教職員を指導する教員の配置など、普通より3名多く教員が配置されています。学力・学習状況調査においては学力調査を開始してから初めてだと思えますが、全科目において全国、全道平均を上回った状況にあることから、ある程度の効果が見受けられたと思っております。

また、特別支援としては小学校に1名配置されており、担任のほかにクラスに入り、ついていけない場面がありましたら詳しく教えてあげるとか、また今年度は特に特別支援学級のほうに多く入って、学級の担任と一緒に見守っている状況です。

**田村委員**

単式にしたから上

ったのだろうか。私思うのですが、少し工夫すれば上がるでしょう。複式だからマイナスになるという要素は私には思いつかないのです。お金を払って先生を増やしてやるのも悪くはないのですが、では、例えば特別支援の子供たちいます。自閉症・アスペルガー症候群・学習障害・注意欠陥多動性障害、要するに落ちつかない子供まで病名をつけられて、薬まで処方する世の中であって、その子供たちがどんどん成長していきます。ある施設では、ただ押さえることよりできなくて、先生も子供もあざだらけなのです。そういう状況をわかっている人ってごく限られていて、教育委員会の方々だって学校で例えばそういう状況が起きていてもわからない。父兄はもちろんわからないという状況が今のこの国の

スタイルなのです。そういう状況をほったらかしておくという事は非常に問題です。そういう現場をしっかりと把握されて、将来起り得ることを検討したり、さまざまなことをしなければだめだと思います。ですから、ただ増やせばいいのでなくて、例えば特別支援の子供たち、さきほど、ある施設の話をしたのですが、そうなったときにどうしますかというのを今から整理しておかないといけなくなってくる。なぜかといったら、こういう子供が40%も増えたという話で、10人に1人がそう診断される時代なのです。新たな対策ではなくて政策を本来であれば北海道の教育局なり、文科省がやるのだから、この町で自分たちでどうするかというのを真剣に考えていただきたいです。

**十河教育長** 美国小学校、美国

中学校にそれぞれ特別支援教育支援員という職員を一人ずつ町費で配置しています。特別支援教育支援員を配置しているまちは今現在、具体的な数字は手元にありませんが、かなりの数に上っております。これは、先ほど委員がご指摘のよ

うに何らかの発達障害も含めて障害等を持っているであろうと言われる子が4割に上ってきていると、そういうことを反映してだと思えますが、できるだけその子に合った教育をできるようにということ。特別支援教育支援員を配置したのだとか、それが必ずしも特別支援学級の子供たちのことだけを指すわけではなく、それ以外にも一人一人の子供たちに合った教育を進めるといふ観点で個別の指導計画や特別の教育支援計画をつくったりして、その子に合った教育を進めていこうといった流れになつてきております。

そのようなことも含め、この複式学級についても、特に美国小学校の例で申し上げますと上の学年、あるいは下の学年と複式学級をつくると、人数も非常に多くなつてきますので、指導技術のこともありますので、現在の4年生のように町費で教員を充てて、その子に合った教育を進めたい、こういう方向で町費教員を配置している状況にあります。この考え方につきましては、これからも可能な限り進めていきたいと思っております。

**田村委員**

それで、地域の方々

とPTAの方々、よくテレビでさまざまな報道とかあるのだけれども、私は、現場の内容というのを果たしてどれだけのことを知っているのだろうか。学校の現場の事情はほとんど知らないです。ですから、これからこの子供たちが大きくなつていって、中学生にでもなつて、障害を持つて力も強くなつた人たちの対処というのは、何かやつたときに非常に問題視されて、苦労するのはあなたたちだと思わなければなりません。今学校であなたたちのわからないことはたくさんあるかもわからない。先生とは常に連絡をとりながらきちつとして、子供の成長のために頑張つていくより仕方がない。私たちも学校行事には何でも参加しようと思うのですが、忙しさに任せて行けないこともあり、反省しています。今後はともに皆さんでもって目を向けながら、その辺の対処をしっかりとしていきたいなと思っております。職員の皆さんもその現場を見て、そしてみんなで頑張るよりしようがないのだからと思えますので、どうかその強い意識を持つて対応していただく下さい。

**十河教育長**

委員のご指摘にあ

りましたように、学校の中のことには、なかなか表面に出にくくてわかりにくい部分も多々あるうかと思えます。学校のほうにはいろんな機会を捉まえて、学芸会や学校祭、それから運動会等も含めまして、いろんな学校行事のほかにも参観日等も含めて、できるだけ地域の方々に来ていただくようなことをするように普段からは話をしているところです。基本的には地域の方のいろんな目で子供たちを見ていただければなと思つています。我々も全てが当然わかるわけではありませぬので、いろんな情報をもとに、子供たちも学校の中とはまた違った顔を見せる場合も当然ありますので、そういったことが少しでもわかつて、子供たちをよりよい方向にいけるようにしていきたいと思つていきますので、ぜひご協力をお願いできればと思つています。

※平成26年度積丹町介護福祉サー  
ビス事業特別会計決算

☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調書

**岩本委員**

エイジングステーションの使用料に、入居者以外の一

般のお風呂の使用料も含まれていると思います。平成26年度の実績を伺います。

**坂野住民福祉課長** 代替浴槽の使用料は67万1,660円です。

**岩本委員** 配食サービス事業の実績状況も教えてください。

**坂野住民福祉課長** 配食サービスは、利用者数19名、1,039食で、委託料の金額は、151万4,862円です。

**岩本委員** 積丹町社会福祉協議会が主体でやっている事業があるわけですが、来年の4月からよいち福祉会が営業するゆーるりと、今現在あるエイジングステーション、そういういろいろなサービス部門、社会福祉協議会との兼ね合いはどうなっていくのでしょうか。

**坂野住民福祉課長** まず、お風呂については、体制が整い次第そちらに変わること聞いています。社会福祉協議会が独自でやっている訪問介護、また現在町で委託している配食サービス、安否確認、除雪サービス、軽度支援サービスについては、よいち福祉会の事業とかち合わない解釈しております。**岩本委員** では、通所介護、この方向性はどうかですか。

**坂野住民福祉課長** 現在建設中の老人福祉施設の基準が通所介護用になっていないということで、事業が重ならないと確認しております。

**岩本委員** 例えば今社協でやっていたいでいる余市の病院に移動といいますか。よいち福祉会でも病院に高齢者を輸送していますか、その関係はどうなるのですか。

**坂野住民福祉課長** その福祉有償運送の許可いただいている事業所は積丹町社会福祉協議会だけです。会員制になっていきますので、社会福祉協議会で会員から依頼を受け、計画を立てて病院に連れていったり、そういう形で今後もやると確認しています。

**岩本委員** よいち福祉会のほうは有償移動はやらないと。これは、社会福祉協議会のほうに今までどおりお任せすると、それでよろしいですか。

**松井町長** 私から補足して答弁させていただきます。

特別養護老人ホームを建設誘致するときに、先方の法人で幾つか気にされていたことがあります。そのうちの一つが現在積丹町社会福祉協議会が行っている事業との



▲エイジングステーションやすらぎセンターによる慰問の様子

されていない町民の方のほうの1週間当たりの利用日数が多いという現状は議員の皆さんもご存じのとおりです。したがって、今後はやすらぎに入所されている方だけが入浴できるという本来の望ましい形に戻ると思っております。

地元社会福祉協議会とよいち福祉会との関係については、いずれにしても良好な関係でいかなければならないと思っておりますし、今後施設ができた段階では運営委員会的なものもできて、その中に我々も参画するような機会があったら、委員からご指摘がありましたようなご心配についてもオープンにお話し合いをしていかなければならないと思っております。

**岩本委員** よいち福祉会と積丹町社会福祉協議会が良好な関係を保っていかないと、どちらの団体法人にとっても不幸ではないかなと思いますので、その辺の潤滑油といえますか、積丹町役場がその間に入ってまとめていただきたいと思います。

**松井町長** 社会福祉協議会は、農協、漁協、商工会、観光協会、生産活動センターなどの公共的団体と同じように行政の補完的な役



割の一部を担っていただいております。私はそれぞれの社会福祉法人が機能を分担し合ってやっていくような方法をお互いに見出し、いかなければならないのではないかと思います。

地元社協の運営の支援のあり方については、同団体の自主性を尊重し、今後も配慮してまいります。

**※平成26年度積丹町産業交流雇用  
対策推進事業特別会計決算  
☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調査**

**海田委員** 軽食売上収入は、平成23年、1,635万2,000円からずっときて平成26年、1,578万1,000円で、ずっと1,500万円台です。それで、平成24年度の決算委員会で前商工観光課長が軽食の改革について、「サラマンダーという両面から一遍に焼ける魚焼き器などの導入について、現在予算組みを含めて検討を進めている。」と答えています。それで、この軽食を見た場合、売上げは一向に伸びていないと。入館者数が平成23年の8万1,284人に対して26年は8万2,601人と増えているのにもかかわ

らず、軽食の売上げは減っているのです。この原因というのは、焼き魚等を導入し、軽食の改革をするのだということをやった結果がこのような結果なのだろうか。

**山崎商工観光課長** 軽食について、いろいろメニューの変更など取り組んできておりますが、実際にサラマンダーという魚焼き器

は、26年度は購入しておりませんが、焼き魚の提供はやっておりません。そういう中で、なるべくコストのかからない食事というところで取り組んでいたところですが、26年度は結果的に軽食が伸びなかったという状況です。ただ、25年度からは、若干ではありますが、伸びている状況にあります。27年度以降の軽食についても、例えば海鮮ものも加えて、さらに今年度はコストのかからない利幅の多い食事提供を展開しているところとして、売上げも伸びてきている状況にあります。

**海田委員** 平成24年度の決算委員会でも前課長がやりますと。今後は、積丹の場合は海産物が有名なところだと、そういうものを使ったメニューも提供できるかを考えてみると。サラマンダーを買

ってやると。それで売上げを伸ばしていきましようということ、この場で答弁しているのです。それで、私も温泉に行っています。焼き魚定食はありません。課長がかわったらできないのか。やっぱ言った以上はやらせてくださいと、引き継ぎをしてやっていかなこと。あなたの方がこの場で言ったことは責任持ってください。次の課長に引き継ぎなり、これはやってくださいと、委員会でのように述べましたと、そういうことではないと委員会をやる意味がない。

その辺十分注意していただきたい。やはりやると言った以上は予算組んでやって、だめであればいいのです。一回もやらないで、こういう答弁はいかなものかなと思います。人数増えても軽食が減っていくようでは3,500万円の赤字は減りません。一円でも減らすように、我々含めた中でみんな考えてみましょう。

**山崎商工観光課長** 前任の課長が魚焼き器を買うという答弁をしたことは私も承知しておりますが、ただ、昨年私にかわりまして、現場とよく相談して、この機器については設備の投資の分と、それと

従業員のノウハウが全くないという中で、新たな商品の提供というのはその当時できませんでした。それにかわるものとして、不足していた電子レンジなどを備品として購入したところで、焼き魚にかわる商品も提供できているところ

です。また、発言したことに対しての責任というものは、私も非常に重いものだと痛感しているところですので、誠意を持って今後も取り組んでいきたいと考えております。

**※平成26年度積丹町後期高齢者医療特別会計決算  
☆歳入歳出一括及び実質収支に関する調査**

**佐藤晃委員** 後期高齢者保険料滞納繰越分普通徴収保険料の不納欠損245万8,800円の内訳、何件ありましたか。

**坂野住民福祉課長** 人数は186人の641件なっています。

**佐藤晃委員** この186人、641件の不納欠損にした理由はなんですか。

**坂野住民福祉課長** 後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律により時効が2

年となつています。今回の不納欠損については時効というところで、督促状を発してから10日を経過した日から2年を経過したものです。

**佐藤晃委員**

時効中断に必要な手続は、税の場合とは違うのですか。

**坂野住民福祉課長**

時効の中断

に関しては民法で規定されており、税の部分と同じ考えなのですが、税は5年、後期高齢者保険料は高齢者の医療の確保に関する法律で2年となっています。

**佐藤晃委員**

では、滞納繰越分の収入未済額が100万円ちょっとあるのですが、これもすぐ来年不納欠損になるのですか。それに当たるのは何件あるのですか。

**坂野住民福祉課長**

現在の未納額については109万1,967円なのですけれども、徴収努力もしており、今現在も入ってきております。そういうことで、今何人か、それから幾らかは把握が難しい部分がありますのでご理解いただきたいと思ひます。

**佐藤晃委員**

先ほども言いましたが、食べ物や暖房費を節約して納めている人もおります。それで、不納欠損、町民税が5年間で16

6万円、固定資産税が706万円、合計872万円も落としています。それから、国民健康保険事業会計では1,100万円ぐらい5年間で不納欠損で落としているはずなのです。これはもう少し努力をして、もうちょっと徴収に励んでください。

**坂野住民福祉課長**

徴収努力は

したいと考えています。税務課だけにお願ひするのではなくて、協力し合いながらやっていきたいと考えています。

**松井町長**

委員がご指摘された

ように、税、税外収入含めた町の債権収入の負担の平等性と公平性からしますと、安易に不納欠損処分はやるべきではないということ。はまさしくそのとおりです。しかし我が町は、長い間、法律上時効が既に成立されているにもかかわらず不納欠損処分しなかつたこと、結果として積丹町の収納率が常に低いという経緯がありました。国、道からは、積丹町は時効が過ぎた不良債権をきちんと処理していただくことが収納率の低下を招いてきたことが強く指摘されてきました。首長の私としては、最大限の徴収努力しても、なおかつ徴収できな

い、法律的に取れない事案をいつまでも引きずることについては、先ほど申し上げたような収納率にも影響することでありますので、節度ある考え方を基本として進めているということについてはご理解いただきたいと思います。特に後志広域連合ができる前は強制徴収、つまり滞納処分は十分やっていたとは必ずしも言えなかつたと思います。職員も難しい事情がありできなかったことについては、議員の皆さん方にもご推察いただけると思ひますが、今は町職員ではなかなか扱えない滞納事案で理解と協力を得られない方々については、後志広域連合に引継ぎ金融機関の預金、あるいは生命保険等を調べて差押えることをやっていますので、少なくともここ10年前と比べれば相当改善されてきていると考えております。私どもも税の公平性の原則を十分理解し、しっかりと努力するということはお誓ひ申し上げたいと思ひます。ただ一方では、例えば国民健康保険税を誠意を持って納税してくれなければ、医療費の窓口負担を一旦立替えていただくとか短期証を発行するなど非常に厳しい手段

を担当の住民福祉課の職員も非常に悩み、自問自答しながらやっております。また、今困っている方が、医療機関で受診することを制限するというものですから、その病気の結果を保証できるのかということなども担当職員は自問自答しながらその実務をやっているといることでもありますし、副町長も私も最終的には責任者としてそういう取り扱ひをさせているわけでありますので、そんなことも含めて町民の皆さんにはぜひこれから、税は町の自治を支える基本であり、納税の重要性についてしっかりと説明、PRしていく努力をしてまいりたいと思ひます。これまでも出前懇談会で税の大切さ、それから町の財政状況を常に知ってもらうことの大切さを訴えてきたつもりであります。これからのそのような考え方で町政を進めていきたいと思ひます。

## 議会の主な動き

12月

7日 後志町村議会義長会議及び議長研修会 札幌市（佐藤議長）  
8日まで

11日 議会運営委員会

15日 第4回積丹町議会定例会（第1日目）

16日 第4回積丹町議会定例会（第2日目）

〳日 決算審査特別委員会（第1日目）

17日 決算審査特別委員会（第2日目）

18日 決算審査特別委員会（第3日目）

21日 産業建設常任委員会

〳日 総務文教常任委員会

〳日 第4回積丹町議会定例会（第3日目）

28日 第2回後志消防組合議会臨時会 余市町（佐藤議長）

〳日 第2回後志衛生施設組合議会臨時会 余市町（佐藤議長）

1月

4日 東しゃこたん漁業協同組合初セリ 古平町（田村副議長）

5日 積丹救難所出初式（海田議員）

7日 消防出初式（佐藤議長、田村副議長、佐藤（晃）議員、  
笹山議員、岩本議員、海田議員、葛西議員、山本議員）

10日 積丹町成人式（佐藤議長、田村副議長、佐藤（晃）議員、  
笹山議員、岩本議員、海田議員、葛西議員、山本議員）

12日 美国救難所出初式（佐藤議長）

19日 議会全員協議会

〳日 総務文教常任委員会

2月

10日 第1回北しりべし廃棄物処理広域連合議会定例会 小樽市

（佐藤議長・田村副議長）

## 議 会 一 口 大 モ

### 予算の編成

予算の使命は、町村が行政を執行していくために必要な経費の支出とそれに充てるための収入を規制することにある。

したがって、予算を議会が議決し効力が生じると、町村長の財政運営はその予算によって統制され、それに反する収入や支出ができなくなる。

このような予算の重要性にかんがみ、予算の編成、議会への提案、議決については法令で次のように規定されている。

予算を編成する権限は、町村長のみ専属し、教育委員会、農業委員会、監査委員その他の執行機関や議会の議員には与えられていない。したがって、議会費についても、議長が関係経費を見積もって、議会費として組み入れるよう要求することになる。

町村長は、全体の代表者として行政執行の責任を有するわけであるから、本年度の収入がいくら見込めるか、それを財源として、どんな事業に配分するかという計画をたてることは、当然の権利であり、これを秩序立て、計画的、効率的に管理することは、統轄権をもつ町村長の権限であるから、予算の編成と執行の財政権は町村長のみを与えられているのである。

15日 第1回積丹町議会臨時会  
22日 広報編集特別委員会  
24日 後志町村議会議長会定期総会及び行政懇談会 札幌市  
（佐藤議長） 25日まで  
26日 第1回後志広域連合議会定例会 倶知安町（佐藤議長）

(H27年12月～H28年2月)

○出席・△早退・×欠席

8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	項目	年月日
佐藤盛男	山本俊三	葛西敏夫	海田一時	岩本幹兒	笹山義治	佐藤晃	田村雄一			
○	○	○	○	○	△	○	△	議会運営委員会		H27.12.11
○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(一日目)		H27.12.15
○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(二日目)		H27.12.16
○	○	○	○	○	○	○	×	決算審査特別委員会(一日目)		H27.12.16
○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(二日目)		H27.12.17
○	○	○	○	○	○	○	△	決算審査特別委員会(三日目)		H27.12.18
×	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会		H27.12.21
○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会		H27.12.21
○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(三日目)		H27.12.21
○	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会		H28.1.19
○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会		H28.1.19
○	○	○	○	○	○	○	○	第1回臨時会		H28.2.15
○	×	○	△	△	○	○	○	広報編集特別委員会		H28.2.22

# 編集後記

今年の冬は暖冬との予報で、雪も少なく穏やかな正月を迎えることが出来ましたが、1月の20日過ぎから数十年に一度という大寒波が押し寄せ日本列島を覆いつくし、九州どころか沖縄本島でも初みぞれが観測されました。

九州・山口県では、凍結による水道管の破損で漏水が多発し、その影響で各地の配水池の水位が低下し、断水が29万世帯にもおよび自衛隊による給水車による給水が数日も行われました。

また、台湾でも寒波の影響で50人以上が死亡したと報じられております。

そのような中でも、確実に春は近づいております。そして、その季節の中で「卒業」という一つの節目を迎える若者たちの新たな旅立ちに心からエールを送りたいものです。

(敏)

しゃこたん夢あかり  
(H28.2.6)

委員長  
副委員長  
委員

葛西敏夫  
笹山義治  
田村雄一  
佐藤晃  
山本俊三